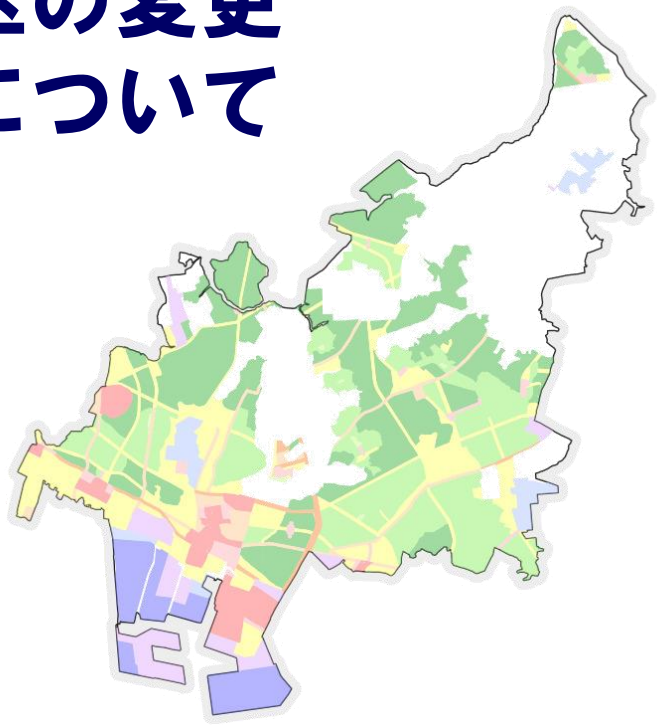
第１５６回船橋市都市計画審議会

議案第２号
船橋都市計画生産緑地地区の変更（船橋市決定）（付議）について



船橋市 建設局
都市計画部　都市計画課

令和8年11月6日

生産緑地地区制度

生産緑地地区とは

市街化区域内に位置し、良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地として適している農地等を都市計画に定めるもの

指定による効果

○農地等としての土地利用が都市計画上、明確に位置付けられる。
○都市における農地等の適正な保全を図ることができる。

生産緑地地区とは

指定の条件

生産緑地法及び船橋市生産緑地地区指定基準（令和２年１月１日施行）に適合しているもの

①公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があるもの

②公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているもの

③一団のものの区域として３００㎡以上あること

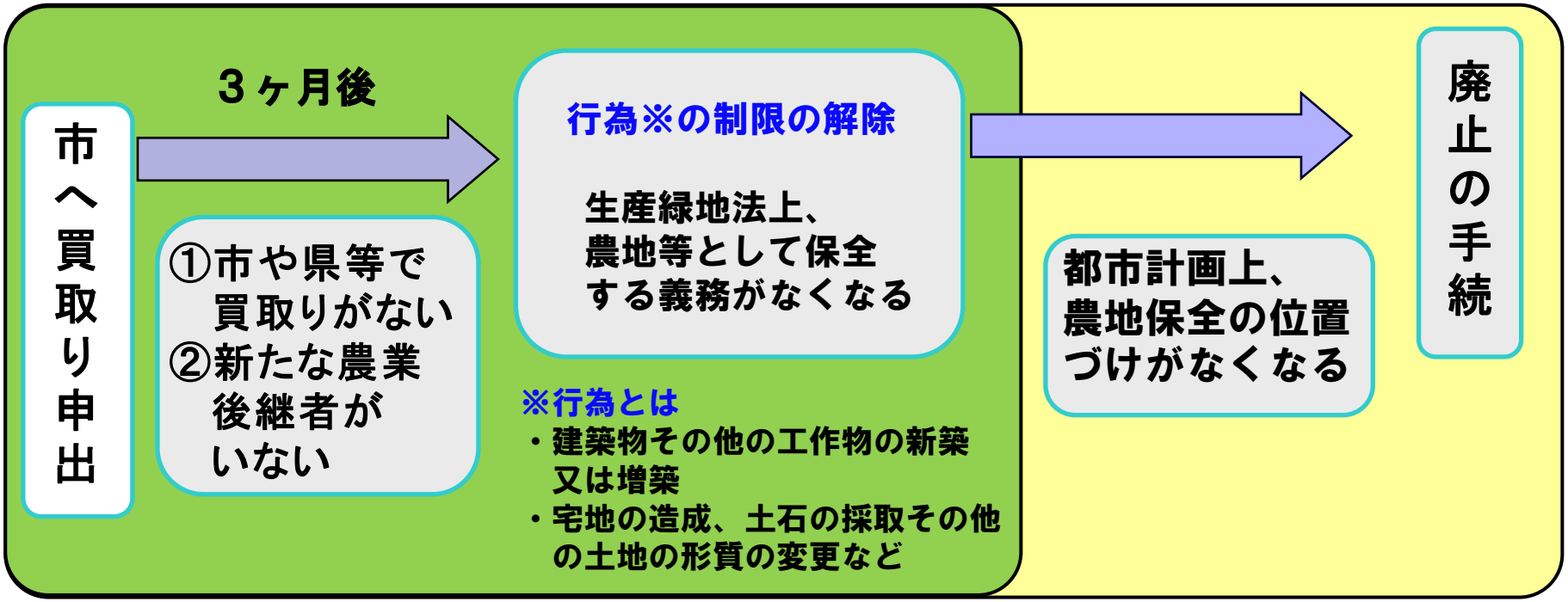
④農地等であり、農業の継続が可能なこと

⑤地方公共団体等が所管する事業との不整合がないもの　等

生産緑地地区とは（買取り申出制度と都市計画変更）

買取り申出ができる事由

① 指定されてから３０年が経過
（特定生産緑地・小室地区については１０年が経過）
② 主たる従事者が死亡
③ 主たる従事者が重大な故障により農業等に従事することが不可能になる（生産緑地法施行規則第５条）



生産緑地地区の変更

今回の変更理由

○追加
- 「生産緑地法」及び「船橋市生産緑地地区指定基準」に適合するため

○廃止
- 行為の制限の解除により、生産緑地としての機能が失われたため

○地積更正
- 筆の分筆及び地積の錯誤訂正に伴い面積に変更が生じたため

生産緑地地区の変更

一 覧 表（1/3）

船橋都市計画生産緑地地区の変更（船橋市決定）

船橋都市計画生産緑地地区中 1号小室第1生産緑地地区ほか28地区を次のように変更する。

名　　称		残地面積	変更理由	変更面積	廃止理由
番号	生産緑地地区名				
1	小室第1生産緑地地区	約2.50ｈａ	一部廃止	△約0.18ha	10年
58	大穴北第6生産緑地地区	約----ｈａ	全部廃止	△約0.32ha	30年
75	上山町第16生産緑地地区	約0.72ｈａ	一部廃止	△約0.74ha	死亡
140	前貝塚町第4生産緑地地区	約----ｈａ	全部廃止	△約0.37ha	故障
185	行田町第4生産緑地地区	約----ｈａ	全部廃止	△約0.13ha	死亡
189	旭町第3生産緑地地区	約----ｈａ	全部廃止	△約0.15ha	死亡
192	旭町第6生産緑地地区	約0.22ｈａ	一部廃止	△約0.08ha	死亡
			地積更正	約0.01ha	ー
278	東中山第8生産緑地地区	約0.27ｈａ	一部廃止	△約0.07ha	死亡

生産緑地地区の変更

一　覧　表（2/3）

名　　称		残地面積	変更理由	変更面積	廃止理由
番号	生産緑地地区名				
293	本郷町第5生産緑地地区	約---- ｈａ	全部廃止	△約0.08ha	死亡
294	本郷町第6生産緑地地区	約0.05 ｈａ	一部廃止	△約0.04ha	死亡
316	西船第15生産緑地地区	約2.27 ｈａ	一部追加	約0.04ha	－
333	西船第32生産緑地地区	約---- ｈａ	全部廃止	△約0.15ha	死亡
334	西船第33生産緑地地区	約---- ｈａ	全部廃止	△約0.06ha	死亡
362	印内第13生産緑地地区	約0.09 ｈａ	一部廃止	△約0.04ha	死亡
365	印内第16生産緑地地区	約1.75 ｈａ	一部廃止	△約0.58ha	死亡
			地積更正	約0.09ha	－
366	印内第17生産緑地地区	約0.52 ｈａ	一部廃止	△約0.09ha	死亡
367	印内第18生産緑地地区	約0.52 ｈａ	一部廃止	△約0.00ha（36㎡）	死亡
518	中野木第12生産緑地地区	約---- ｈａ	全部廃止	△約0.12ha	故障

生産緑地地区の変更

一　覧　表（3/3）

名　　称		残地面積	変更理由	変更面積	廃止理由
番号	生産緑地地区名				
523	中野木第17生産緑地地区	約---- ｈａ	全部廃止	△約0.24ha	故障
551	前原東第5生産緑地地区	約---- ｈａ	全部廃止	△約0.20ha	死亡
556	前原東第10生産緑地地区	約---- ｈａ	全部廃止	△約0.09ha	死亡
593	三山第11生産緑地地区	約---- ｈａ	全部廃止	△約0.09ha	死亡
596	三山第14生産緑地地区	約---- ｈａ	全部廃止	△約0.12ha	死亡
600	三山第18生産緑地地区	約---- ｈａ	全部廃止	△約0.15ha	死亡
601	三山第19生産緑地地区	約0.24 ｈａ	一部追加	約0.10ha	－
602	三山第20生産緑地地区	約0.27 ｈａ	一部廃止	△約0.08ha	死亡
603	三山第21生産緑地地区	約---- ｈａ	全部廃止	△約0.42ha	死亡
605	三山第23生産緑地地区	約---- ｈａ	全部廃止	△約0.07ha	死亡
683	行田第8生産緑地地区	約0.36 ｈａ	新規追加	約0.36ha	－
合　　計			追加	約0.50ha	
			廃止	△約4.66ha	
			地積更正	約0.10ha	

【代表例】生産緑地地区の変更（一部追加）

船橋都市計画生産緑地地区の変更について（船橋市決定）計画図



番号316　西船第15生産緑地地区
追加理由：生産緑地法及び船橋市生産緑地地区指定基準に適合するため
追加面積：約0．04ha
追加形態：一部追加

【代表例】生産緑地地区の変更（一部廃止）



番号362　印内第13生産緑地地区
廃止理由:行為の制限の解除により、生産緑地としての機能が失われたため
廃止面積:△約0.04ha
廃止形態:一部廃止

【代表例】生産緑地地区の変更（新規追加）

船橋都市計画生産緑地地区の変更について（船橋市決定）計画図



番号683　行田第8生産緑地地区
追加理由：生産緑地法及び船橋市生産緑地地区指定基準に適合するため
追加面積：約0．36ha
追加形態：新規追加

生産緑地地区の変更（追加）

	区　分	地区数	面　積
追加	新規追加	1地区	約　0．36　ha
	一部追加	2地区	約　0．14　ha
	合　　計	3地区	約　0．50　ha

生産緑地地区の変更（廃止）

	区　分	地区数	面　積
廃止	全部廃止	16地区	△約　2．76　ha
	一部廃止	10地区	△約　1．90　ha
	合　　計	26地区	△約　4．66　ha

生産緑地地区の変更（地積更正）

	区　分	地区数	面　積
地積更正	地積更正	2地区	約　0．10　ha
	合　　計	2地区	約　0．10　ha

※地積更正の2地区は、一部廃止と重複

生産緑地地区の変更

今回の変更に関する区域				
地区数	追加	廃止	地積更正	面積の増減
２９地区	約０．５０ｈａ	△約４．６６ｈａ	約０．１０ｈａ	△約４．０６ｈａ

生産緑地地区の全体の内訳表			
変更後		変更前	
地区数	合計面積	地区数	合計面積
４４０地区	約１５３．９１ｈａ	４５５地区	約１５７．９７ｈａ